

長野県最低賃金

時間額

877円

(改正前 時間額849円)

効力発生年月日 令和3年10月1日

☆業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）
に関わらず、長野県内で働くすべての人に
適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

